

尾張徳川家の本陣利用とその対応

—中山道本庄宿田村本陣を事例に—

秋山 寛行

はじめに

本稿は、近世後期から幕末期にかけての尾張藩主徳川家の中山道での本陣利用について検討することを目的とする。

本陣は大名が参勤交代の際に休泊する施設であり、大島延次郎氏によってその概要が明らかにされている¹⁾。その後、丸山雍成氏は中山道蔵宿を事例に本陣機能だけではなく助郷などの周辺村落、渡船場や宿場内の商業や文化などについても広く明らかにしている²⁾。

本稿の問題関心から池田真由美氏の研究に注目したい。氏は本陣の利用における事前準備から宿泊にいたるまでの一連の流れを明らかにしている³⁾。大名家の宿泊の流れなど本陣の日常での業務を解明する成果である。また渡辺和敏氏は従来の研究に加え、東海道二川宿本陣馬場家を事例に経営の側面を明らかにしている⁴⁾。近年では本陣を営む家と経営の関係性について検討が進められている⁵⁾。

本稿では本陣が大名家の休泊について書き記した「休泊控帳」を用いて分析を行う。「休泊控帳」を用いた研究としては本陣での休泊の手続きや献上品・下賜金のやりとり、本陣の経営基盤についてなどが分析されている⁶⁾。

また参勤交代の研究は波田野富信氏⁷⁾や丸山雍成氏⁸⁾らによって進められ、近年では久住祐一郎氏の成果⁹⁾など多くの蓄積がある。

特に大規模な石高を持つ大名家の参勤交代の研究では、忠田敏男氏が加賀前田家を事例に検討を行っている¹⁰⁾。そこでは参勤交代の季節・大名行列の人数と編成や費用、通行する街道や宿場での動向など多岐にわたって明らかにされている。

本稿で取り上げる尾張徳川家の参勤交代については、近年のものとして宮川充史氏の研究成果がある¹¹⁾。氏は寛永の武家諸法度が尾張藩の参勤交代に与えた影響と変遷、同藩と紀州藩の参勤交代の特色と形成時期を明らかにしている。

このように大藩の大名家の参勤交代の研究は着実にその成果が積み重ねられる一方で、それを受け入れた側である本陣の動向については未だ検討の余地がある

だろう。

そこで本稿では尾張徳川家の本陣利用の実態を検討する。特に今まで分析の少なかった本陣側の動きに注意を払いたい。実際の対応の場では何が重要視され、また何が課題であったのかを明らかにし、その際、本陣側の休泊への意識についても考察を加えたい。加えて、等閑視されていた家老の本陣利用についても藩主の通行と関連させながら検討したい。

1. 中山道本庄宿田村本陣と尾張徳川家の概要

(1) 中山道本庄宿と田村本陣

中山道本庄宿は江戸から数えて10番目の宿場である。天正18年(1590)、徳川家康が関東に入国すると本庄には小笠原信嶺が1万石で配置され、城下町の開発が始まった¹²⁾。慶長5年(1600)関ヶ原の戦い後、本格的に街道整備が行われるようになると、信嶺の養子である小笠原信之の時代に新たに中山道沿いに街並みが造られた。その後、慶長17年(1612)6月信之が本庄から下総国古河に移封となり、寛永10年(1633)には横田氏・三上氏・西尾氏・日下氏の旗本4給支配を経て、元禄6年(1693)幕領となり、幕末まで代官支配が続いた。

宿場の規模は天保14年(1843)の「中山道宿村大概帳」では宿内家数1212軒、人別4554人で人口規模において当時、中山道最大の宿場であった。また本陣2軒・脇本陣2軒・旅籠屋は70軒とある。

本庄宿は寛永14年(1637)に人馬継立場に指定された。本陣が置かれたのは加賀前田家が上野国川井河岸に設けてあった本陣を移したのが始まりであると伝わる。田村家が本陣経営を開始したのもこの頃と考えられる。当主は代々作兵衛を名乗り、寛政期以降は左惣治(次)を襲名している¹³⁾。

本稿で用いる「田村本陣休泊控帳」(以下、「休泊控帳」と略記)は田村本陣が寛永19年(1642)から文久3年(1863)まで221年間記録したものである¹⁴⁾。史料は横長で表紙に「諸御大名様御休泊帳」などの表題、

裏表紙には「本陣 田村左惣治」など本陣当主の名が記載されている。記主は本陣当主であると思われるが、先行研究でも筆跡や記述の不統一性から本陣当主以外にも関係者が記入したとの指摘がある¹⁵⁾。記述内容も近世後期になるにしたがって詳細に記録される傾向にある。その内容は休泊日・大名の名前・人数・献上品・下賜金・食事内容・料理人や番所の有無・使用した道具や馬の餌代など多岐にわたり、本陣を利用した大名や幕府役人などの様子がわかる。

田村家のほかのもうひとつの本陣が内田家(南本陣)である。内田家は元禄5年(1692)以降、名主役を務めていたが、宝暦元年(1751)の「宝暦の悶着」という騒動で退役し、以降は脇本陣のみを務めたという。寛政4年(1792)に脇本陣から昇格し、田村家とともに本陣を務めた。当主は代々、七左衛門を名乗っている。同家に「休泊控帳」は伝わらないが、「休泊控帳」から大名ごとに分類し、年代順にまとめたものと考えられる「諸家様御休泊早引帳」が伝存している¹⁶⁾。田村本陣とは大名家の本陣利用をめぐって競う場面もあるが、その一方で協力する面も見られる。

(2) 尾張徳川家の概要と休泊記事

ここでは尾張徳川家の概要と通行について概観したい¹⁷⁾。関ヶ原の戦いの後、徳川家康の4男松平忠吉が武蔵忍から尾張清州へ入った。その後、慶長12年(1607)3月に忠吉が没すると、家康は4月に9男徳川義直を尾張に配置した。翌年2代将軍徳川秀忠は義直に尾張一国の領知半物を出している。東国と西国の境目となる尾張は大坂城の豊臣家や豊臣恩顧の大名を監視・牽制する役割を担ったのである。当初、幼少の義直は家康の本拠駿府にとどまり、犬山城主の平岩親吉が代役を務めた。親吉の死後は成瀬正成と竹腰正信が「両家年寄」となり、この2家は付家老として藩政の最高職を世襲で務めた。元和2年(1616)家康が死去すると、義直は名古屋城本丸御殿に入り、同6年(1620)には二の丸御殿へ移った。

尾張徳川家の参勤交代の時期について宮川氏の研究¹⁸⁾によれば、初代義直は寛永12年(1635)の武家諸法度制定後の翌年3月29日に名古屋を立ち、日光参詣後、4月23日に江戸に入った。25日に将軍に拝謁している。以降一部を除き、義直は3月下旬から4月に江戸に参勤している。

その後、2代光友が寛文2年(1662)3月27日に御暇を出され帰国し、翌年3月14日に江戸に到着

する。これ以後尾張徳川家の参勤交代の時期は参勤については3月上旬から中旬に江戸に到着し、登城する形態が多くなる。また帰国の際には3月中旬から下旬に上使が派遣され登城し、4月上旬に江戸を出立する形態が多くなる。以後、この形態が一部を除き、幕末の慶勝の時代まで続くこととなる。この時期から尾張藩主と紀州藩主の交互参勤の慣行も見られるようになる。

また尾張徳川家の一部の藩主は長期在府することもあった。その理由には幼少の将軍の補佐など幕府を支える役目を担ったことがあげられる。

田村本陣の「休泊控帳」で現在確認できるのは尾張藩主のほか、尾張藩関係者の休泊記事は文末の【表1】の通りで、164件にのぼる。初見は正保2年(1645)の徳川義直の宿泊である。この際は家臣4名が列記されるのみで詳らかでない¹⁹⁾。天和3年(1683)には徳川光友が休息を取り、銀2枚を下賜している²⁰⁾。元文4年(1739)1月に徳川宗春が将軍徳川吉宗より隠居謹慎を命じられた。田村本陣では8月に翌年の中山道通行に備えるため絵図を江戸屋敷まで持参しており²¹⁾、実際に翌年9月に宗春は宿泊している²²⁾。

藩主通行の記述が少ないのは、尾張藩は主に東海道を通るため、中山道そのものの通行が少ないことが理由としてあげられるだろう²³⁾。一方で家老の成瀬家・竹腰家や尾張女中²⁴⁾といった藩主以外の通行は近世前期からみられる傾向にある。

下賜・献上のやり取りについては時代的な変化が見られる。近世前期については下賜金の記載はあるものの、献上品についてはほとんど記載がない。かろうじて家老には魚、女中には菓子が献上されているのがわかる。近世中期になるとこれらに加えて玉子の献上が見られるようになる。宝暦4年(1754)～同11年(1761)の徳川宗勝へは「餅菓子」・「身鯉」の献上が慣例化している。また安永2年(1773)の徳川斉朝遺骸通行では長芋、同7年(1778)の「尾張簾中好君遺体」通行では「包花」の献上など江戸で亡くなった藩主や関係者の遺体の通行の際にはそれに合わせた献上品が見られる。近世後期の文化10年(1813)～文政9年(1826)の徳川斉朝の通行においても藩主への献上品は「鯉」が慣例化している。また献上を断る事例も出てきている。家老の通行では本陣を利用しない場合も宿場の端まで出迎えに行っている。女中からの下賜も金子がほとんどであるが、中には文政8年(1825)の事例で田村本陣当主の弟が献上品を差

し上げたところ、「切御細工数品并御菓子壺箱」を頂戴したとある。特徴的な事例であろう。

2. 尾張藩主の本陣利用

本章では具体的に尾張藩主の参勤交代時の本陣利用について検討する。前述のように尾張藩主は参勤交代の際に主に東海道を使用するが、中山道を使用することもあった。ここでは本庄宿を利用した記録の中から、①文化・文政期の徳川斉朝の通行、②天保10年(1839)の徳川斉温霊棺の通行、③嘉永7年(1854)の徳川慶勝の通行を取り上げたい。

(1) 徳川斉朝の本陣利用

尾張藩主の中で特に田村本陣を利用したのが、徳川斉朝である。まずその初出である文化10年4月3日の記事を見ていこう。長文での引用になるが、これ以降の検討の前提となるので全文をまず示したい²⁵⁾。

【史料1】

文化十酉年四月三日

御国許江上尾御泊熊谷御昼本庄御泊

尾張中納言様 御泊

献上鯉壺本、御目録銀拾枚被下、御下宿

百五十軒、御旅籠御老人百拾文ツツ、半旅籠

鑑札二而御老人四十五文ツツ、湯漬三拾六文

ツツ、右膳数半旅籠五拾人前程、湯漬三拾人

前程用意可致

① 御番所表者有合二ヶ所、裏門壺所、御退口壺所
メ四ヶ所入

② 御上段向之屏者上幕二而張切可申、右幕助左門
方二而借用いたす

③ 御下宿札大切二可致事、翌朝御目付衆江不残御
取上ヶ被成候間、御亭主お銘々持参可致旨申付
置へく事、右ハ壺枚二而も紛失致候而者相済不
申、別而可心付一条也

④ 上下拾式人率馬志正
御宿割七日前御出被成、問屋、年寄一同御案内
二而下宿割込申候、尤壺番方五番迄御道具宿、
大家二可致事、御目録百疋ツツ被下

⑤ 御関札十日前御出、上下六人、麻上下二而頂戴
仕候事

⑥ 廿五六日前御作事方上下拾壺人程御出被成、本
陣御見分、所々手入被仰付候、本陣絵図、下宿
軒別絵図入、問口何間、奥行何軒、誰与認差
出候事、御宿割之節も本陣絵図、宿絵図入候事、

但シ御殿上被成御当日御使番様江御置状二被成
候間、此方手扣別二可認候事、都合宿絵図、本
陣絵図三通ツツ可認、脇本陣も其度者絵図差出
可申事

⑦ 一金壺両貳分九朱、上段向并御便所御畳替代、御
作事方被下置

⑧ 三月廿九日松平備後守様御休、同晦日遠山刑部
少輔様御泊御請いたし、御先約二御座候処、尾
州様御関札六日前二相立候へ者相成間敷旨御宿
割様被仰聞、其段前御泊まで御届申上候御
両家様共、急ニ新町宿へ御休泊被成候、尤五六
日も前者不苦候へ共余り間近ニ付相成間敷被仰
渡候、残念ニ御座候

⑨ 餅菓子拾二重程誂、御用部屋、御目付、御坊主、
御番所向不残差出し、外者其時々見繕へ差出し
可申候

⑩ 御支配古橋隼人様御手付鈴木仁平次様、青木又
右衛門様御越被成候、鈴木様者本陣詰二而夜給、
麻上下二而御用聞被成候

⑪ 下働人足拾人斗頼上初五六人相頼、但手人之外
也

⑫ 一下宿帳三冊認申候、道具入用覚

⑬ 一屏風五拾程、燭台三十程、夜具八十程、ぼんぼ
り四ツ五ツ、五とく十程、多葉粉盆貳三十、火
鉢拾四五

⑭ 一板之間江畳敷可申候、此度八十式畳程申候へ共
広キ程宜敷事

⑮ 一御召御馬疋御本陣入、台所板之間ヲかこへ畳
八畳敷申候、御馬屋方御詰被成候

⑯ 一裏土蔵江畳敷五六人程御詰被成候

⑰ 一御出迎、麻上下二而土下座を致シ可成丈、御先
江駆抜ヶ御案内可仕事、御同勢へ入受候事、不
相成心得可有事

⑱ 一宿内物音鐘、貝、都而物騒敷事御停止、本陣近
所横道メ切之事、問屋へ被仰付候

⑲ 一御玄関前提灯式、門前へ同式ツ、台所へ壺張、
右提灯台用意可致事

⑳ 一御町触御役人様案内人足貳人急度申付可申事

㉑ 一盛砂、敷砂□□ニ可致事

㉒ 一御関札建方猪垣ゆ以、青竹二て可立事

御家老 玉置大和守様 御関札御渡し 浅尾英助様

御用人 五味平馬様 古屋新太郎様

同 荒川主馬様 御宿割 久野三郎助様

青山重郎兵衛様

右之外ハ下宿帳ニ而見合可申候、尾州様御泊勤方
一件袋ニ有之

【史料1】をもとに本陣利用の準備から当日までの
動向を再現しよう。

宿泊の25・6日前に作事方役人が来宿し、本陣の
検分を行う(⑥)。その際に「上段向并御便所御畳替
代」を本陣へ渡ししている(⑦)。関札は6日前に到着
し、袴を着用して受け取っている(⑤)。29日・晦日
の両日は他家が本陣を利用する先約があり、尾張藩宿
割役人より関札を6日前に建てないようにとの話で
あった。しかし、松平・遠山両家が急きょ新町宿利用
となったため、宿泊可能となった。5・6日前であれ
ばさしつかえないが、あまりに直前に仰せ渡しがあっ
たことは残念であった(⑧)。宿割役人は7日前に来
宿し、問屋・年寄が案内して宿割を決定している(④)。

当日は本陣の玄関・門前等に提灯を取り付け(⑬)、
盛砂・敷砂をして門前や往来を清めた²⁶⁾(⑫)。事前
に受け取った関札は「猪垣」を作り、青竹に固定し設
置した²⁷⁾(⑫)。

出迎えの際には麻袴でなるべく土下座をすること、
先に「駆拔」け、案内をすること、その際行列へ「入
受」(通り抜けることカ)はしてはならないこととさ
れた(⑬)。宿場では鐘や貝(法螺貝カ)といった鳴
り物は使用を禁止し、本陣の近くの横道は締め切りと
するよう問屋へ命じられた(⑭)。「御町触(高札カ)」
へ藩役人の案内をする人足2名を頼み(⑮)、他にも
人足を確保している(⑯)。

支配代官手付の鈴木と青木が来宿し、鈴木は本陣に
詰め、麻袴着用で藩の御用聞きを行った(⑩)。

本陣内の準備は、番所を表に2つ・裏門に1つ・退
口に1つの計4ヶ所が設置された(①)。「御上段向之
屏者上幕ニ而張切(上段之間の藩主が座る場所に幕を
張ることカ)」ため、その幕は森田助左衛門から借用
することとなった(②)。畳を板の間に12畳敷いたが、
これは広ければ広いほどよいとされた(⑭)。藩主の「御
召御馬」は本陣に入れ、台所を囲って畳を敷き、馬屋
方役人はそこに詰めた(⑮)。裏土蔵にも5・6名の
藩士が詰めた(⑯)。

藩主一行が本陣内で使用する屏風・燭台・夜具・ぼ
んぼり・五とく(五徳)・多葉粉盆(煙草盆)・火鉢が
用意され(⑬)、餅菓子が御用部屋をはじめ目付・坊
主・番所等へ献上された(⑨)。今回の宿泊に際し、「下
宿帳」3冊と「道具入用覚」を作成した(⑫)。

このように一連の流れが細かく記載されている。

次に文化12年(1815)5月22日を取り上げたい。
ここでは前回の通行での対応と比較し、以前の対応で
は見られなかった点を掲げる²⁸⁾。

【史料2】

(前略)

一風呂中下共二ヶ所、御上湯殿取片付可申事、尤戸
障子す記間目張被仰付候

一御番所表有合番所、裏御口候、前南向壺所、同湯
殿見返し番所者裏門ヲ用候、~~ハ~~三ヶ所也、尤広々
可致事

(中略)

一御召御馬壺正本陣二入、台所板之間ニ畳六畳敷御
馬方之者五六人泊り候、是ハ酒出ス事、尤御馬セ
話人壺人差出可置事

(中略)

一台所入口ニ縁台二枚置も畳敷、丸八之提灯付御番
之御同心式三人詰所出来候事

一御台所役人朝早く御出被成、かさ二十、吸物椀十
五人前差出、御長持壺棹、外二棹入候得共セま
き故勝手ニ置候得共甚困り申候

(中略)

誠本陣大騒之事心得可有事

(後略)

この年は本陣の敷地内・建物内での準備に前回とは
違った記述が見られる。【史料2】1条目では湯殿の
片付けや戸・障子の隙間を埋めるなどした。2条目では
「湯殿見返し番所者裏門ヲ用」いるなど3ヶ所の番
所が設置された。3条目では藩主の「御召馬壺正」は
本陣に入れ、「台所板之間」に畳6畳を敷き「御馬方
之者」が5・6名泊まれるようにすることは前回と同
じであるが、酒を出すことや本陣から「御馬セ話人」
を1人出すことが変更点といえる。また4条目では、

台所入口に縁台を2つ設置し、「丸八之提灯付御番
之御同心」の詰所とするなど前回にはみられない記述
も追加されている。5条目を見ると藩の台所役人が朝
早くに長持計3棹を本陣内の部屋に入れたところ非
常に狭くなってしまい、「勝手ニ置候得共甚困り申候」
と述べている。藩側の行為に本陣側が迷惑をこうむっ
ている点が書かれているのが重要である。この文化
12年の対応を本陣では「誠本陣大騒之事心得可有事」
との語でまとめている点にも注目すべきであろう。

次に前回の通行から3年後の文化15年(1818)3月21日の宿泊記事を検討したい。ここでも前回と基本的な対応は変わらないが、特徴的な記述を見ていきたい²⁹⁾。

【史料3】

(前略)

御湯殿其外御便所箱新キニ被仰付候、御駕籠台も新キ被仰付候

一御宿割之節随分心付候而宿割込可申、左様無之候而者御当日甚困り申候

(中略)

一夜二入候而御台所江慥成人三人不寝之番付置可申事

一宿絵図三通、本陣絵図三枚入、此度も間合兼候而古キ宿絵図相用候

(後略)

【史料3】を見ると「御湯殿」などを新しくすることや「御台所」へ「慥成人」を寝ずの番に置くことを記している。宿割の時に気をつけて藩士を旅籠などに割り振らないと当日困ってしまうことや、絵図面の準備が間に合わず「古キ宿絵図」を用いたことなど、実際の対応で気になった点をここでもあげている。

また文政2年(1819)3月22日の宿泊では「御作事方廿日程前御越、見苦敷場所御手入被仰付候、酒肴念入可差出事³⁰⁾」と述べている。

さらに翌年の文政3年(1820)は全体的に記述が少なく³¹⁾、必ずしも尾張徳川家であるから長文の記録を残したわけではないことがわかる。おそらく先の文化12年・同15年・文政2年の記録でおおよその尾張徳川家への対応をまとめきれたのではないだろうか。文政3年の通行は滞りなく進んだため、当年の動向で書き留めておくべきもののみ記されたと考えられるだろう。

文政7年(1824)になると再び詳細な記録が付けられるようになるが、これまでの通行記録と比べて特徴的なものを検討しよう³²⁾。

【史料4】

(前略)

① 一酒肴之儀者御台所、御馬屋方、御風呂屋方、御駕陸尺宿其外御催促有之候間見合可差出、尤御下宿、御馬屋方方も度々催促有之候得共大体者断いたし

差出間敷事

(中略)

② 一御作事方五拾日斗已前二御出、見苦敷場所之御繕ひ被仰付候、随分念入、酒肴等差出程能御願可致事、尚又御歸リ之節御書留之場、繕ひ積代金被下置候、此節ハ酒肴等差出不申候、此度者表御門御修覆被仰付、其外尾輿台取繕ひ御殿向竹とへ取替、所々繕ひ代金四兩貳分ト銀七匁四厘、被下置候、別帳ニ委記有之候

(上欄記載部分)

③ 一表門之儀ハ先年門斗類焼いたし候処、太守様御旅館被為仰付候ニ付、御屋敷様江御普請願仕候処、御聞濟ニ相成、御建被下置候由先祖共申伝有之、依而此度大破ニ付御修覆奉願上候処別口帳面之通御修覆金被下置候

(中略)

④ 此度者余り御本陣近辺而已、打込多分有之大ニ混雑いたし候、已来者成丈々打込無之宿々ゆるやかに割入可致、左様無之候へ者、御当日御本陣辺甚迷惑いたし可有心得事

①では酒・肴の要望がたびたびある場合は断ることが記されている。

②は藩の作事方が50日ほど前に来宿し、本陣へ「見苦敷場所」を修繕するよう命じられた。

合わせて上欄記載部分③を確認すると興味深いことに先年、本陣の表門が類焼した際、藩主宿泊に先立ち、藩邸へ普請願をしたところ許可が下りたことを田村本陣では先祖から申し伝えがあったと述べている³³⁾。そのため今回、表門が「大破」したため修復願をしたところ、修復金を下し置かれたとある。

④を見ると、今回は宿泊が本陣の近辺であったため、順序なく人が入り混じってしまい、とても混雑した旨が書かれている。そのためなるべくそのようなことが無いよう、旅籠ごとにゆるやかに分けて入れるようにとしている。そうしなければ当日の本陣の辺りは非常に迷惑することを心得ておくようにと書かれている。

今回の事例の中では「御下宿貳軒取置候所遠方ニ而御聞濟無之故壹軒ニ而相勤申候」と、下宿(家臣たちの宿泊する場所)を2軒準備していたが、聞き届けられることなく1軒で務めたことが見える。史料中では、本陣内のどの部屋を、どの役職の藩士が利用するのかという部屋割について【表2】の通り詳細に記述されている。

当日本陣で準備する品物も以前に見られないものもある。また「成丈ヶ前広ニ用意」すべきであるとも記載されている。

注目されるのは文化 12 年の本陣利用においても書かれていたが、尾張徳川家への宿泊対応で問題になったことをあげていることである。例えば宿泊場所の配置によって本陣が迷惑をこうむったことや、事前に準備していた下宿を 1 軒しか使われないなどといったことである。これらは本陣側が宿泊する大名家のどのような行為に「迷惑」し、負担感や不快感を受けていることがわかる例であろう。

【表 2】本陣での利用部屋と家臣団（文政 7 年）

No.	部屋	宿泊家臣
1	奥 8 畳	年寄衆
2	奥 6 畳	用人衆・右筆部屋
3	15 畳	中奥勤衆・使衆（使番衆カ）
4	玄関	用書衆
5	玄関 6 畳	数寄屋
6	内玄関	目付衆
7	内玄関次 6 畳	納戸衆・幕方・新番頭
8	板之間 20 畳敷	目明部屋・中間方本陣詰衆・中間方
9	勝手 4 畳程仕切	時触衆
10	新座敷	賭方
11	裏土蔵	風呂屋方
12	裏木小屋	中間方

註：部屋割・家臣団役職ともに記載のママ、（ ）内は推定。

次に翌年の文政 8 年の藩主帰国の際の宿泊記載の中から、前年の内容には無いものを見ていきたい³⁴⁾。

【史料 5】

（前略）

御下宿割者宿役人不残立会、宿割込不残御見分御座候、尤念入手広ニ可相打成丈ヶ宿ゆるやかに申付べく候、左様無之候へ者御当日御本陣而已迷惑いたし候之事

（中略）

（上欄記載部分）

一御宿割様江宿図面壹枚、御本陣図面壹枚差上申候、尤宿割込候宿図面御取上被遊候間、右図面御拝借いたし御下宿御案内可致、左様無之候へ者大キニ混雜いたし候事

（後略）

ここでも下宿割に念を入れ、手広な場所を用意し、藩士が入る際には余裕をもって入ってもらわないと「御当日御本陣而已迷惑いたし候之事」と述べている。

また宿割の図面・本陣図面を差し上げること、その際に宿割の書かれた図面を拝借して家臣団の宿を案内しなければ大いに混雑するとしている。

以上のような点を書いた後に「当年 御帰国之振合、凡右之通ニ御座候、誠御本陣大取込之事心得可有之候以上」とあり、尾張徳川家の宿泊はそのように書くほどの騒動であると本陣には捉えられていたと言える。

文政 9 年参府の際の宿泊記事については基本的には文政 7・8 年を踏襲するかたちである³⁵⁾。注目すべき点としては末尾の「当年之振合右之通ニ御座候、尤年々御旅館相談候故、前帳之振合とも見合、其節之不都合ニ不相成様前広方心掛可申、誠御本陣大取込之事ニ候間、兼而心得可申候」という記述である³⁶⁾。毎年相談を行い、「前帳之振合」とあるように以前の「休泊控帳」を確認し、不都合が無いように事前準備を心がけているとしている。そして今回も「誠御本陣大取込之事」という語が使われ、当日の本陣の多忙ぶりを心得ておくようにと結ばれている。

以上のように文化・文政期の徳川斉朝の本陣利用からは、尾張徳川家を本陣が受け入れる際の態勢が明らかとなる。あわせて数度にわたる経験から本陣側が気をつけるべき点・不満点なども引き継がれていることも指摘できる。

（2）徳川斉温霊棺の本陣利用

次に天保 10 年 4 月 20 日、江戸で死去した徳川斉温の霊棺を名古屋まで運ぶ際に田村本陣に宿泊した際の宿泊記録を見ていこう³⁷⁾。ここでは対応の際の注意点について検討したい。

【史料 6】

（前略）

御屋形様御旅館之節与ハ間取少し相直いたし居候

間、向後御旅館之節ハ、文政七申年、同八酉年、同九戌年与三ヶ年打続 御旅館ニ相成、委しく控有之候間、能々見合万端心付御大切ニ相勤可申候、誠ニ御本陣大取込御用無限
(後略)

この史料をみると、通常の藩主の宿泊とは間取りが少し違っていることが記されている。その上で、文政7年・8年・9年の3年間に本陣利用が立て続けに行われたことにより、その際の対応の記録が蓄積されたと述べている。今後はその記録を参照し、準備を整えておくことが大切であると述べ、徳川斉朝の本陣利用の際と同じ「御本陣大取込」の状況になるとしている。このように本陣では尾張徳川家の本陣利用の度に過去の記録を確認し、変更や改善を加えていったことがわかる。

さらに通行記事の末尾には今回の対応を以下のようにまとめている³⁸⁾。

【史料7】

(前略)

尤其時之御模様替も可有之、誠御本陣混雑無限候間、前広心掛万端不都合之儀無之様、御大切ニ相勤メ可申候、此度之 御旅館とも以上六度程相勤メ候得共、中々委く様子等相分、就中御下宿人数不同等有之、御当日誠ニ困り入候間、其最寄ニ而ケ也之宿を用意宿ニいたし置、何時ニ而も六七人打込候共差支無之様□□可申付置候、御宿札引込候節心付可申候、万一引込違之候而者、跡ニ而困り入候儀ニ御座候

文政貳卯年 同三辰年 同七申年 同八酉年
同九戌年 当天保十亥年以上 御旅館ニ成ル
(後略)

【史料7】は前掲の【史料6】と前半が重複する部分もあるが、本陣の混雑や事前準備の重要性を改めて記載している。

また尾張藩の本陣を過去6度務めた経験を述べているが、その際に下宿の人数が同じにならないことがあり、当日本陣が困ることになるので、本陣の最寄りに「ケ也之宿」を用意しておく必要があるとしている。

以上のように徳川斉温霊柩の本陣利用は過去6回の尾張藩主の本陣利用を参考に準備が行われたことが指摘できる。ここでも「御本陣大取込」ということを本陣が繰り返し記載していることに留意が必要であろう。

(3) 徳川慶勝の本陣利用

最後に嘉永7年3月10日の徳川慶勝参府による本陣利用について検討する³⁹⁾。

まず、次の史料から今回の本陣利用については課題があったことがわかる⁴⁰⁾。

【史料8】

一当二月九日夜八ツ時頃、字中町南側中程より出火いたし、南側者久保之橋詰迄類焼、北側ハ問屋伊左衛門表長家ニ而留ル、下之方ハ本町扇屋伊兵衛迄類焼、飛火ニ而問屋善左衛門居三軒程焼失、彼是家数貳百軒余之焼失、殊ニ本陣近辺之旅籠屋、商人家類焼之儀ニ付、迎も御旅館ハ相勤リ申間敷旨江戸市ヶ谷御屋形御中間方御役所江御届申上、尚又御国許江御届申上候処
(後略)

この史料によれば火事は2月9日夜8ツ時頃に宿場の「字中町南側中程」が出火元となった⁴¹⁾。街道の南側は「久保之橋詰」まで類焼し、北側は「問屋伊左衛門表長家」で火が止まった。下は「本町扇屋伊兵衛迄」、さらに飛火もあり、家数200軒余りが焼失したことがわかる。特に田村本陣近辺の旅籠屋や商家が類焼したことにより尾張徳川家の宿泊を務めることは難しい旨を江戸市ヶ谷藩邸の中間役所へ届け出、合わせて国元へも申し上げている。次にその際の類焼届を掲げたい。

【史料9】

焼失御届書

乍恐以書付御注進奉申上候

御屋形様中山道筋御通輿被為遊候ニ付、当三月中旬頃当駄御旅館被為仰付候哉之旨、去冬中御取調御座候処、当二月九日夜八ツ時頃、宿内出火有之、本陣無難ニ御座候得共近所旅籠屋、商人家ニ而表家数七拾軒余、其外裏家共壹丁半四方焼失仕候、残り表家数、貳百五拾軒程有之内、可成御宿相勤リ候家数、百三拾軒程御座候、内貳拾軒程者手広ニ御座候へ共、残百拾軒ハ何れも商人家、百姓家ニ而手狭ニ御座候、格別之御勘弁御慈悲を以、本陣方壹丁半程隔リ夫方御宿申付候得ハ、宿内之儀ハ手広ニ御座候間、御不都合ニハ可有御座候へ共、可成御宿相勤リ可申哉与

も、奉存候得共、右脇本陣近所焼失仕候儀二付、御差支り程難斗奉存候、偏ニ御勘弁御憐愍之御沙汰、奉願上候、尤御昼休被為 仰付被下置候ハハ、何ニ而も御差支無御座、難有仕合奉存候、右之段乍恐以書付御注進奉申上候以上

本庄宿
御本陣

嘉永七年寅年二月十六日 田村左惣次
尾州様
御中間方御役所
江戸市ヶ谷御屋形様江上ル
右同文言
御国許へ上ル
尾州様
御宿割
御役人中様

この史料は本陣田村家から尾張藩中間役所へ宛てられたものの控である。これを見ると利用できる旅籠屋や商家について詳しく述べられている。すなわち田村本陣は無事であったが、近くの旅籠屋や商家など 70 軒余り、裏家など 1 丁半が焼失してしまった。残りの表家数（街道に面した家数）は 250 軒ほどで、宿泊ができる建物は 130 軒ほどであると述べられている。さらには宿泊に適した広さの建物は 20 軒ほどで、残り 100 軒は商家や百姓家で手狭であると申し上げている。その上で本陣から 1 丁半離れた旅籠の利用を願っている。一方で昼休の場合は問題がないことも伝えている。このように脇本陣を含む本陣周辺の旅籠屋・商家が焼けてしまい、尾張藩を迎える体制が不十分な状態となってしまったと言えるだろう。

3 月 3 日には宿割役人による検分が行われ、残りの家屋で宿を務めるよう達しがあった⁴²⁾。

次の史料がその際に提出した請書の控である。

【史料 10】

御請書

御屋形様当三月中名古屋表 御発輿 御参府被為遊候ニ付当駅 御旅館被為 仰付難有仕合奉存候、然ル処別紙を以御注進奉申上候通、宿内焼失仕候間、御差支之程難斗奉存候、幾重ニも御慈悲之御沙汰奉願上候
一御修覆御仕様書壱通慥ニ奉受取候
右之段乍恐以書付奉申上候以上

中山道本庄宿

御本陣

田村左惣次

寅二月十九日

本史料には「当駅 御旅館被為 仰付」の文言があることから【史料 9】で示した宿場の現状を踏まえ、尾張藩が本庄宿での宿泊を伝え、それに対するものと考えられる。ここでは「御修覆御仕様書」を受け取った旨も記されていることから宿泊に合わせ本陣の修復を命じられたのであろう。

藩主到着の直前である 3 月 8 日には尾張藩家臣から次の書状が田村本陣へ届いている。

【史料 11】

一三月八日未中刻到来御書付

其駅去月九日四ト通類焼ニ付今度

御旅館御指支ニ可相成趣申越候所、此日出立相越候御関札打、宿割御用之輩見分之上 御旅館申渡候、其砌右之輩方相渡候宿図面ニ焼失し場所迄本陣方何程相隔居候哉之趣等委敷認入、明八日追分御旅館江申下刻迄ニ相達候積ニ可申越候、仍申入候以上

下諏訪方

尾州

三月七日

堀田久作衛門

立川兵右衛門

田村左惣次

この史料によれば、以前に関札を持参した宿割役人が検分し、宿泊を申し渡した際に渡した絵図に焼失した場所まで本陣からどのくらい離れているのか詳細を書き入れ、8 日中に信濃追分宿まで届くようにするよう命じている。このように直前までやり取りが続けられたことがわかる。

次に 3 月 10 日の藩主の本陣宿泊の記事を示そう。

【史料 12】

嘉永七寅年三月十日御参府

一尾張中納言様 御旅館

追分、松井田、本庄、鴻巣

献上鶏卵三十、但藁包、拝領白銀拾枚、代金七両貳朱ト銀貳匁五ト被下置候、金百疋献上代、御本陣ニ而御当日四ツ時頃方翌朝五ツ時頃迄ニ膳数百膳斗差出申候、三膳、

五膳宛差出候ニ付、平ハにしめニいたし申
候、旅籠代之儀ハ半旅籠四拾五文、湯漬三
拾六文、印鑑御渡被成候、翌朝右印鑑取集
置、御払方江差出し可申事
(後略)

これを見ると田村本陣からは藁に包んだ卵を 30
個・金 100 疋を献上した。尾張藩からは白銀 10 枚
と献上代として別途金子が下し置かれている。

本陣では夕・朝の食事で 100 膳準備したことがわ
かる。料理については「にしめ(煮しめ)」を用意し
た以外は詳らかではない。

また旅籠に宿泊した者については旅籠代金の半分と
湯漬け代、印鑑(印の押された半紙カ)を配布し、そ
れを取り集めて藩の「御払方」へ渡している。

一方で家臣団については本庄宿側が「実ニ此度之儀
ハ本陣近所類焼之儀ニ付、御下宿殊之外六ヶ敷」と
考え、宿内にある威徳院・安養院・慈恩寺・開善寺・
円心寺の「寺院五ヶ寺打込下宿申付」ることに決定し
た。

記載の残る数としては「一御宿数百拾五軒 分ヶ宿
とも百五拾貳軒 惣メ百七拾五軒ニ成ル」とある。

5ヶ寺に分宿した家臣団についての対応を以下の史
料から見てみたい。

【史料 13】

類焼後之儀ニ付寺院江御泊相打申候
寺院五ヶ寺御宿
貳拾七人御泊 威徳院分
一金貳分ト四貫九百拾貳文 諸色掛リ
為金壹両壹分ト三拾六文
世話人小松屋勇次郎江渡ス
貳拾七人泊
内廿四人印鑑
此代銭貳貫五百廿四文 但壹人ニ付百五文宛
三人分払三百拾五文
メ貳貫八百三拾九文
為金壹分貳朱ト四百三文 本陣江請取
引メ金三分ト四百四拾文
外夜着布団損料不残払
貳拾九人御泊 安養院分
一三貫四百七拾貳文 諸色掛リ
為金貳分ト貳百廿四文
世話人常盤屋嘉右衛門へ渡ス

貳拾九人泊不残印鑑
此代銭三貫四拾九文
為金壹分貳朱ト六百拾三文 本陣へ請取
引メ四百貳拾三文
白米貳斗五升
炭貳俵
水油五合 寺方差出ス
味噌
茶、真木
金三百疋 白米其外之代見積、方丈江謝礼遣ス
外夜具布団損料不残払
貳拾八人之処余慶ニ成ル 慈恩寺分
一金壹分貳朱ト 諸色掛リ
六貫三百壹文
為金壹両壹分ト六百拾三文
世話人鍋屋林之助江渡ス
四拾六人御泊 開善寺分
一四拾六人泊
内四拾二人印鑑
此代四貫四百拾八文
四人分払
四百廿文
メ四貫八百三拾八文 本陣江請取
為金貳分貳朱ト七百七拾四文
金五百疋 諸色代不書出候ニ付、和尚江謝儀遣ス
引メ金貳分ト七拾四文
外夜着布団損料不残払
廿貳人御泊 円心寺分
一右賄不残本陣ニ而引受いたし候
廿貳人泊印鑑
此代貳貫三百拾四文 本陣へ請取

この史料では宿内の威徳院・安養院・慈恩寺・開善
寺・円心寺の 5ヶ所の寺院に 150 人以上の藩士が分
宿したことがわかる。

安養院を例に見ると白米・炭・味噌・茶・真木を
準備し、本陣は後にこれらの謝金を寺側に渡してい
る。また水油は寺からの提供である。ほかに「夜着布
団損料」も支払っている。また、安養院・慈恩寺には
世話人が宿内から派遣されている。このように 5ヶ所
の寺院すべての対応に本陣は追われたことがうかがわ
れる。

本陣側はこの通行を滞りなく務め、通行後次の文書
を尾張藩へ差し出している。

【史料 14】

乍恐以書付御請奉申上候
今般
御屋形様御旅館被為仰付難有仕合奉存候、然ル処宿
内類焼後之儀ニ付万事御不都合之处、格別之思召を
以御勘弁御慈悲被下成下置候付 御旅館無滞相勤、
且御幕張等取斗彼是雜費不少趣を以別段為御褒美白
銀貳枚被下置、冥加至極難有奉頂戴候、右御請奉申
上度、乍恐以書付奉申上候以上

本庄宿
御本陣
田村左惣次

嘉永七寅年三月十四日

市ヶ谷
御屋形様
御中間方御役所

【史料 14】を見ると今回の本陣利用に際し、尾張藩から別途白銀 2 枚を下されていることがわかる。このように火事の影響がまだ残る中行われた尾張藩の宿泊は無事に終わったことがわかる⁴³⁾。

その一方で本陣は今回の宿泊をどのように捉えていたのか検討したい。

まず、この時の「休泊控帳」では「一当三拾ヶ年已然、文政七申酉戌三ヶ年 当御旅館被為仰付候間、右之控をも見合其時之不都合ニ、不相成様心掛ケ可申候、誠本陣大取込之事ニ付、兼而心得可申事」とあり、先に明らかにした文政 7・8・9 年の徳川斉朝の本陣利用について記されている。ここでは文政の 3 年間の「控」を見てその際の不手際を確認し、しっかりとした対応をするようとしている。その際に尾張徳川家の利用を「本陣大取込之事」であるのでかねてより心得ておくようにとあったとの記載があり、かつての記録から今回の尾張藩主宿泊に備えていたことがわかる。

また「休泊控帳」同月同日条の後半部分には「実ニ此度之儀ハ本陣近所類焼之儀ニ付、御下宿殊之外六ヶ敷、寺院五ヶ寺打込下宿申付、誠ニ新田町茶屋迄不残御宿ニ相成、漸御宿無御差支相勤候儀ニ御座候、誠ニ此度之心配者、何共可譬様無之様ニ御座候、殊ニ御当日大雨ニ而下駄、傘等多分入、誠ニ困り入候義ニ御座候⁴⁴⁾」と書かれている。特に類焼による下宿先不足による家臣団収容が「殊之外六ヶ敷」という認識であったことがわかる。またやっと今回の宿泊業務を終えることができ、「心配」がなくなったと記している。当日は大雨で下駄・傘が大量に必要となったため、困っ

たと述べている。

前述の寺院への分宿をめぐっては以下のようにも記されている。

【史料 15】

(前略)

以来ハ寺院江ハ宿申付間敷候、後日本陣而已迷惑いたし候、万一表斗ニ而御宿間ニ合兼候ハハ七軒、新田、寺坂之内ニ而宿見斗可申付候、此度寺院江宿申付候ニ付無抛、本陣ニ而賄向等引受世話人相立為勤候ニ付、余程物入多候間、以来ハ決而寺院江宿申付間鋪候

右者本陣近所旅籠屋、商人焼失ニ付無抛宿申談候儀ニ御座候

(後略)

この史料を見ると寺院への宿泊は本陣のみが「迷惑」するため、今後は使用せず、本陣からは少し離れている七軒町・新田町・寺坂町の中で宿泊場所を準備するとしている。その「迷惑」の理由は寺院での賄いや世話人の準備など多くの「物入」が必要であったことをあげている。

このように尾張藩への「建前」と実際に宿泊を差配している本陣主人としての「本音」が入り混じっていると言えるだろう⁴⁵⁾。

その後の文久 3 年(1863) 2 月 27 日に宿泊した徳川茂徳の記事には「御当日入用之節諸向之儀、嘉永七寅年三月十日御旅館之控ヲ可見事」と書かれ、かつて 6 ヶ年の宿泊記録を参照しながら嘉永 7 年の宿泊の対応にあたったように、今回は 9 年前の慶勝の宿泊の際の記事を参照するように記されている。

以上のように徳川慶勝の本陣利用では火事の後という非常時であり、そこでも過去の記録を参照しながら対応にあたった。また前例にはない寺院への家臣団宿泊など実際の現場で対応することも求められた。一方でこのような対応は本陣ないしは宿場への負担となったことが指摘できる。

3. 付家老竹腰家への休泊利用勧誘活動

本章では特徴的な事例として天明～寛政期の付家老竹腰家への休泊利用勧誘活動を検討する。それを通して大藩家老と本陣家との関係性の一端を明らかにしたい。史料を掲げよう⁴⁶⁾。

【史料 16】

巳四月廿六日御国元へ

尾州 七左衛門方

一竹腰山城守様 御泊

右者御通行御先触来仕候間前々日御宿割様御出之由ニ付、深谷迄御出迎仕私方御定宿之旨申上候所、元来御道割ハ上尾御泊、深谷御泊之处稲葉能登守様御泊□、御差合ニ相成候間、桶川、本庄御泊之御道割ニ相成七左衛門方ハ飛脚差出、殊ニ先年七左衛門方ニ泊り候控も有之候間七左衛門方へ宿申付遣し候由、御宿割伊藤覚一郎様被仰聞候間七左衛門方之儀ハ

大納言様御供ニ而御通行之節御下宿ニ申付候御宿ニ御座候、常々御通行之節ハ先年ハ私方御定宿ニ而往先年ハ数度御宿相勤候趣申上候得共御聞濟無之、尤御宿割様ニも至極尤之筋ニ者被思召候間御老人御取斗ニ而御繰替難被成間、御侍方御役人様迄御願可申段被仰聞候故、則夫ハ夜通し御願ニ罷越、浦和宿入口ニ而御目付野崎市兵衛様江右之趣御願書差上候所、途中之事故今晚桶川御宿ニ而御役人様方御請合も可被仰付由ニ付桶川御泊へ罷出候所御料理被下置、其上被仰渡二者段々御願筋御聞濟被遊御供之節ハ脇本陣七左衛門方、御宿御本陣田村作兵衛ニ相違無之候得共今更繰替^(ママ)ニも難相成、全間違筋ニ候間重而通行之筋ハ御記陸ニ御留置、無間違私方へ御宿可被仰付候由御用人様ハ被仰付候趣野崎市兵衛様ハ被仰渡候、其上明晩七左衛門方旅宿へ罷出候様被為仰付候間、廿六日当宿御泊へ御機嫌伺申上、先年ハ御由緒書奉差上候所、御役人御取次野崎市兵衛様ニ而献上御納、金百疋被下置候上、被仰付候者座敷御目見へ被仰付難有仕合奉存候

此度ハ間違ニ而氣之毒ニ被思召候間、重而ハ御通行之節無間違先年之通私方へ御宿可被仰付趣くれゝゝ被仰付難有御請奉畏候

この史料は天明5年(1785)に竹腰勝起家が本庄宿を通行した際の記録である。これを見ると田村本陣の者が、前々日に竹腰家家臣の宿割役人がいる深谷宿まで出向き、「私方御定宿之旨」を申し上げた。そこで本来は上尾・深谷宿に宿泊予定であったが、稲葉能登守と差合になったため、桶川・本庄宿に急きょ宿泊することとなり、脇本陣の内田七左衛門家へ飛脚を出

したことを告げられた。これは先年の宿泊の際も内田脇本陣へ宿泊した控があるため、今回も宿泊することになったとのことであった。これに対し田村本陣は、それは「大納言様御供ニ而御通行之節御下宿ニ申付候御宿」であり、自分たちこそが「御定宿」であると主張したが、聞き届けられなかった。宿割役人も「至極尤之筋」であると思ったが、自分1人では繰り替えはできないとし、侍方役人へ申し出るようにとのことであった。そこで田村本陣は夜通しお願いにまかり越し、浦和宿入口で目付の野崎市兵衛へ願書を差し出した。そこでは今晚桶川宿で竹腰家の役人達が話を承るとの旨を告げられた。桶川宿の竹腰家の宿(本陣カ)で料理を振る舞われ、その上で藩主御供の際は内田脇本陣を利用し、本来の宿は田村本陣であるとの話を聞き届けてもらったが、いまさら繰り替えをすることは難しく、今回のことは「全間違筋」であり、今後は間違いなく田村本陣を利用するとの旨が伝えられた。そして明日の晩に内田脇本陣にまかり出るよう仰せつけられたため、16日に御機嫌伺に参上し、「先年ハ御由緒書」を差し出し、取次を通じて献上、代わりに金100疋が下された。その上で座敷でのお目見えを許され、「此度ハ間違ニ而氣之毒」とのお気持ちが伝えられた。ここでも田村本陣側は重ねてのお願いをしている。

このように家老竹腰家について藩主の御供の際は内田脇本陣を利用するものの、竹腰家単体での通行の際には田村本陣を利用することとなっており、それが守られなかった事例が見て取れる。

続いて寛政元年(1789)4月18日に家老竹腰山城守の息子 睦群が本庄宿を通行した際の記述に注目しよう。史料を掲げる⁴⁷⁾。

【史料 17】

西四月十八日江戸江

尾州様御家老

竹腰山城守様若殿様

一竹腰右衛門様 御通行

右者松井田御泊り、深谷御泊リニ付途中迄御小休願并五年已前山城守様御通行之節間違ニ而内田七左衛門方ニ御泊り被遊候、其節も奉願上尾州様御本陣私方ニ御座候間、何之御差支無御座候、私方へ御宿被仰付候様奉申上、重而ハ私方江御宿可被仰付候趣被仰渡候間、此度之儀、若又七左衛門方ハ御願ニ罷出候上ニ而、御聞濟等有之候而ハ難相立段、書付を以奉申上候処御急

二御小休ハ無之候得共、右之趣記^(ママ)陸ニ留置候而、重而本庄宿御休泊ニ相成候節ハ無相違私方江御宿可被仰付候趣、都而御役人中様被仰聞難有仕合奉存候而、御銘々御役人中様ニ御目見へ仕候、其上山中佐治馬様□、水野惣左衛門様御兩人私方江御立寄、重而記^(ママ)陸ニ致し置間違無之様私方江御宿可被仰付候段、精々被仰付候

この史料では前回の天明5年通行の間違いを再度申し上げている。その際に「尾州様御本陣私方ニ御座候」と田村本陣こそが尾張徳川家の本陣であると述べている。もしまた内田脇本陣が願い出を行ってお聞き済みとなった場合、自分たちは本陣を務めることはできず、重ねて本庄宿で休泊する際は田村本陣を利用してほしいと申し上げている。このように家老竹腰家については父子両方に本陣利用を願い出ていることがわかる。

さらに寛政2年（1790）になると再び竹腰睦群が本庄宿を利用する。この時の「休泊控帳」の記録を検討しよう⁴⁸⁾。

【史料 18】

戊五月十五日御国元へ
尾州山城守様御跡

七左衛門方

一竹腰右衛門 御泊

右者御通行之御先触参り申候間、途中迄飛脚差上御宿割二日前武藤源三郎様御出被成候間、御出向申候処此度ハ六年以前振合を以七左衛門方江御宿被仰付候由、江戸表ニ而 殿様迄御伺之上相決候故、今更一分之繰替相成兼候様被仰聞、尤御飛意有之御宿替ニ相成筋ニ而者無御座候間、六年前之始末御当日書付差上前々之通御機嫌伺等、可奉申上由被仰渡候間、則先年^ハ之御由緒書差上、別紙御願書^マ通相添私方□□様御本陣ニ而先年^ハ当殿様御宿も相勤来り、外御家老様無御残御定宿ニ而、本庄宿ニ而ハ 大納言様御供御差添之筋脇本陣へ御宿申付候而已ニ而、常々御通行之節者御家老様、私方ニ相限り外本陣へ御入被遊候義前日^ハ無御座候処乍恐当殿様御儀者

太守様御同様ニ奉存罷在候処、脇本陣へ御入被遊候而ハ重而、外御家老様御通行之節御同格ニ被仰上候而、外御家老様方脇本陣へ御入被遊候体ニも相成兼、私方ニ而往古^ハ相勤来り候

尾張様御本陣勤向ニ相離歎敷奉存候間、此段御堅察被成下六年以前被仰付候筋相立候様被仰付被下置候ハハ難有仕合奉存候 巨細奉書付ニ相認メ差上申候 処、御取次高見周助様ニ而献上差上候処、御披露相済御料理被仰付、其上御用人衆神谷治左衛門様御逢ひ被下而、何分重而ハ間違無之様急度御書留メ置申候間たとへ此□役人共替候申候而も其元名前ニ而宿相頼可申候致置^(ママ)可申候間、左様相心得候様精々被仰付候間、難有仕合奉存候

御目録白銀壺枚被下置難有仕合奉存候

この史料を見ると宿割の2日前に竹腰家臣より「此度ハ六年以前振合」で内田脇本陣に宿泊することが決定し、これはすでに藩主にも伺いの上であるので変更はできないとの通達があった。そのため宿泊当日に「先年^ハ之御由緒書」と「別紙御願書^マ通」を添えて差し出した。そこでは先年より藩主の宿を務め、尾張徳川家中の他の家老も残らず田村本陣を「御定宿」にしていると述べている⁴⁹⁾。そして藩主御供の際は内田脇本陣を利用するが、家老のみの通行（「常々御通行之節」）の場合、尾張徳川家の家老衆は田村本陣のみを利用し、前日に他の本陣を利用することはないとした上で、家老竹腰家は「太守様御同様ニ奉存罷在候」と、藩主徳川家と同様の扱いであると申し上げている。そのため脇本陣を利用してはつり合いが取れず、他の家老衆も脇本陣に休泊することになりかねないとしている。また田村本陣は「往古」より本陣を務めているが、今回のように尾張徳川家本陣利用から離れてしまうことは「歎敷」ことであると述べている。ここでも竹腰家取次に文書を提出し、用人衆からも「重而ハ間違無之様急度御書留メ置」くこと、たとえ担当役人が交代しても田村本陣の名で宿割を行うとの言葉をもらっている。今回の事例では「六年以前振合」＝天明5年通行時の宿泊間違い一件を竹腰家側が内田脇本陣宿泊の前例であるとし、またしても田村本陣の利用にはならなかったことが言える。一方で田村本陣側は一件を引き合いに、竹腰家の再度の本陣利用を願い出ている。そこでは藩主の利用だけではなく、徳川家中の他の家老衆も単独での通行の際は田村本陣を利用していること説明している。

合わせて田村家が竹腰家に提出した「先年^ハ之御由緒書」について確認しておこう⁵⁰⁾。

【史料 19】

御由緒書覚

元禄四年未閏八月廿九日

一竹腰筑後守様 御泊り 御宿帳有

元禄五年申七月廿五日

一竹腰筑後守様 御泊り 御宿帳有

宝暦五年子八月十六日

一竹腰山城守様 御泊り

竹腰善衛門様 堀田六右衛門様

右者深谷御泊り之処俄二本庄御泊り、雨天二付被仰付候

寛保元年酉九月四日

一竹腰内膳様 御昼休

延享貳年丑九月廿五日江戸へ

一竹腰志摩様 御通行

右者深谷御泊りニ付宿末迄御馳走、御出向仕候
寛延三年午三月十日江戸へ

竹腰山城守様 御小休

竹腰対馬様

右者倉ヶ野御泊り、深谷御泊りニ付倉ヶ野宿迄御機嫌御伺ニ罷出候処、御目録被下置難有仕合奉存候、猶俄ニ御当日御小休被仰付候

中勘弥様 中岸曾七様

宝暦四年戌三月十一日江戸へ

竹腰山城守様 御小休

竹腰壱岐守様

右者倉ヶ野御泊り、深谷御休、鴻巣御泊りニ付倉ヶ野御泊り迄御機嫌御伺ニ罷出、前々之通御小休奉願上候処倉ヶ野御本陣ニ而御料理、御目録被下置候而難有仕合奉存候処、御通行掛リニ俄ニ御小休被仰付首尾好相勤申候

右之外

中納言様御供御差添ニ而御通行被遊候節、銘々月日奉書上、此節々脇本陣へ御下宿申付候得共先年〆御宿迄献上差上御機嫌伺奉申上来り候趣ニ奉□上候

この史料は先ほどの【史料 18】のすぐ後に写し取られている。竹腰家の田村本陣利用は元禄 4 年(1691)から始まり、同年と翌年は当時の「御宿帳」が現存していると記される。その後も宝暦 5 年(1755)に宿泊、寛保元年(1741)に小休、延享 2 年(1745)は通行のみであったが宿場の端まで出向いている。寛延 3 年(1750)・宝暦 4 年(1754)は小休止、これら

の他に尾張徳川家通行の際にはこれらの利用状況を書き上げ、家老竹腰家にも御機嫌伺をしている。

なおこの「先年〆之御由緒書」を用いて竹腰家に申し上げたところ「重而ハ間違無之様急度致置可申趣呉々被仰渡候、此度逆も間違可申筋ニハ無之候得共殿様御勝不被遊候間、俄ニ江戸御立ニ相成候事故、旧年調も無之事故、猶又間違之筋ニ相成、氣之毒ニ候得共、重而ハ間違無之様可致候旨清々被仰渡候」とあり、急な出立であったがため、過去の休泊記録を詳細には調べなかったとの回答があったことがわかる。このように田村本陣は藩主のみならず、過去の由緒書を作成して家老衆へも継続的な本陣利用を働きかけるなどの運動を展開していた⁵¹⁾。これは竹腰家をはじめとする尾張徳川家家老の石高が「万石以上」であることとも深く関わっているだろう⁵²⁾。しかしそれは必ずしも成功するものではなく、利用者側の意思や状況が深く関係していたと言えるだろう⁵³⁾。

おわりに

最後に本稿で明らかにした点についてまとめたい。尾張徳川家の本陣利用について、特に徳川斉朝・徳川斉温霊棺・徳川慶勝の通行から検討を行った。

まず斉朝の通行では文化 10 年の通行から田村本陣での尾張徳川家を迎える際の態勢を明らかにした。他大名家と比較しても非常に詳細な記録をつけていることが指摘できる⁵⁴⁾。

その後の文化 12 年・同 15 年・文政 7 年・同 8 年の通行をおもに取り上げ、記述内容について検討を行った。その際には前回の通行を踏まえて、改善点や注意点が新たに書き加えられたと指摘できる。これは中山道における尾張藩主の通行は少ないがゆえに「休泊控帳」に記録として残し、参照できるようにしたのであろう。それゆえ細やかな対応が求められ、記録を蓄積・更新しておく必要があったといえる。斉朝の通行を踏まえ、天保 10 年の斉温霊棺では過去 6 度の尾張藩主通行記録を参照したと記される。

嘉永 7 年の慶勝の通行では火事後の本陣利用という非常時に対して過去にない家臣団の宿内寺院への分宿という事態に直面したが、過去の尾張徳川家通行の経験を生かし、それを乗り切ったと言えるのではないだろうか。

本稿で特に注目したいのは、本陣がどのように尾張徳川家の通行を捉えていたのかという点である。「休

泊控帳」の記述に拠れば、文化12年の斉朝通行では「誠本陣大騒之事心得可有事」と記され、文政8年・同9年の通行、さらには天保10年の斉温霊棺通行においても「誠ニ御本陣大取込御用無限」との文言が見られる。また後の嘉永7年の慶勝通行においても30年前の文政7年～9年の斉朝通行を引き合いに出し、「誠本陣大取込之事二付、兼而心得可申事」と当時のことを記し、本陣利用に備えるようにとしている。このように本陣では尾張藩徳川家の通行は大きな騒動が起きることと同様と捉えられており、その意識が幕末期に至っても共有されていたことがわかる。

また、「休泊控帳」では本陣が対応にあたった際に気をつけるべき点、合わせて本陣が困惑した点をまとめていることが指摘できる。困惑した点については、例えば藩の台所役人が朝早くに長持計3棹を本陣内の部屋に入れたところ非常に狭くなってしまい、「勝手ニ置候得共甚困り申候」と述べている。ほかにも嘉永7年の通行の際の前例のない家臣団の寺院への分宿対応は「誠ニ困り入候義ニ御座候」・「本陣而已迷惑いたし候」と述べられており、本陣への負担がかかった結果であることは明白であろう。そのため本陣家が意図的に尾張徳川家の「対応マニュアル」とも言うべき記録を蓄積していったといえる。今回の尾張徳川家の通行はこのような大藩の本陣利用対応における宿役人の負担意識を垣間見える好例と言えるのではないだろうか⁵⁵⁾。

合わせて付家老竹腰家への休泊利用勧誘活動を検討した。ここでは竹腰家の内田脇本陣への宿泊一件を通じ、田村本陣は竹腰家を「太守様御同様ニ奉存罷在候」と、藩主徳川家と同様の扱いであると申し上げている。そのため脇本陣を利用してはつり合いが取れず、他の家老衆も脇本陣に休泊することになりかねないとの主張を行った。その際に「先年〆之御由緒書」を作成し、これまでの竹腰家の通行時の本陣利用を元禄期まで遡って申し上げている。そのようにして藩主の御供だけではなく、家老家単独での通行の際での利用を願い出たのである。しかし、この行動は必ずしも成功するものではなく、利用者側の意思や状況が深く関係していたと指摘することができる。

またこの際の竹腰家の田村本陣への対応を見ると内田脇本陣の役割の大きさが重要な意味を持つだろう。内田脇本陣は前述のようにこの後の寛政4年から本陣に昇格するが、それ以前から大名家の宿泊の選択肢に入っている。脇本陣は従来の研究によれば本陣業務

を補完するだけではなく独立性を持っていたと説明されているが⁵⁶⁾、その存在意義や活動範囲は改めて今後の検討課題である。

大藩通行への対応は多くの街道の宿場で迫られた事柄である。その際に本陣家は大名から休泊利用、下賜金など恩恵を受ける反面、宿泊対応をめぐることは困惑や迷惑とを感じる点も多くあり、また継続的な休泊利用には本陣家自身の行動もさることながら大名家自身の意思決定によるところも大きく、時に本陣を翻弄する結果となった。

今回の事例は本陣の対大名家観として非常に興味深い事例を提供してくれると言えるだろう。

註

- 1) 大島延次郎『本陣の研究』(吉川弘文館、1955年)。
- 2) 丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究 一・二』(吉川弘文館、1975年)。
- 3) 池田真由美「本陣史料の基礎的研究 一四日市宿清水本陣の休泊関連史料を中心に一」(大石学監修、太田尚宏・佐藤宏之編『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』岩田書院、2001年)。
- 4) 渡辺和敏『東海道交通施設と幕藩制社会』(岩田書院、2005年)。
- 5) 久住祐一郎「東海道二川宿における商家の経営と地域金融」(地方史研究協議会編『三河―交流からみる地域形成とその変容―』雄山閣、2016年)、宮川充史「参勤交代における渡河と御馳走船―美濃路起渡船場を事例に一」(『地方史研究』第419号、2022年)など。
- 6) 渡辺和敏「東海道二川宿の本陣宿帳」(『近世史叢』第4号、2009年)、佐藤宏之「四日市宿清水本陣休泊帳の概要と分析」(前掲註3)『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』、丹治健蔵『近世東国の人馬継立と休泊負担』(岩田書院、2018年)、拙稿①「加賀前田家の中山道通行と上州安中宿の対応」(加能地域史研究会・群馬歴史民俗研究会編『地域・交流・暮らし 加賀・能登、そして上州』岩田書院、2018年)、宮川充史「美濃路起宿加藤本陣家の経営形態」(『交通史研究』第98号、2021年)拙稿②「近世後期本庄宿における本陣利用者獲得と休泊由緒―『田村本陣休泊控帳』を素材に一」(『本庄早稲田の杜ミュージアム調査研究報告』第3号、2024年)など。

- 7) 波田野富信「参勤交代制の一考察 ―参勤交代制の形成過程―」(『日本歴史』第 352 号、1978 年)。
- 8) 丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館、2007 年)。
- 9) 久住祐一郎『三河吉田藩・お国入り道中記』(インターナショナル新書、2019 年)・同『参勤交代のお勘定 江戸時代のヒトとカネを動かしたシステム』(中公新書ラクレ、2025 年)。
- 10) 忠田敏男『参勤交代道中記 加賀藩史料を読む』(平凡社、1993 年、のちに平凡社ライブラリー、2003 年)、同『加賀百万石と中山道の旅』(新人物往来社、2007 年)。
- 11) 宮川充史「尾張藩主の参勤(観) 交代とその変遷」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第五篇》』清文堂出版、2012 年)。
- 12) 特に断らない限り本庄市史編集室『本庄市史通史編Ⅱ』(本庄市、1989 年) 471 頁～641 頁に拠る。
- 13) 柴崎起三雄「英甫 本庄駅御本陣田村作兵衛事」(『本庄市史拾遺』第 22 号、1988 年)。
- 14) 「田村本陣休泊控帳」は個人蔵。本稿では長谷川勇編『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』(さきたま出版会、2007 年)を用いる。引用にあたっては、○年○月○日条(『休泊控帳』○頁)と記載する。なお『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』は壹・貳・参・肆の全 4 冊で、頁数は 4 巻合わせて通巻になっている。概要については同書の長谷川氏の解説と同氏「Ⅲ 田村本陣と本陣文書の概要」(本庄市教育委員会文化財保護課『本庄市の鎌倉街道と中山道 一ほんじょうの古道と歴史一』、2013 年)に拠る。また長谷川氏は「中山道本庄宿について」(埼玉県文化財保護協会『埼玉の文化財』第 54 号〈特集 埼玉の交通史〉、2014 年)でも宿場内の様子などについて紹介している。また「田村本陣休泊控帳から」(児玉地区文化財保護協会『児玉地方の文化財』創刊号、2015 年)でも『休泊控帳』の中から大名の湯治利用などの分析を行っている。その他に『休泊控帳』を素材とした研究に宮川充史「大垣藩戸田家の参勤交代」(『駒沢史学』第 89 号、2017 年)、前掲註 6) 拙稿②、拙稿③「幕末期姫君通行における本陣の準備と対応 ―中山道本庄宿田村本陣の動向を事例に―」(『本庄早稲田の杜ミュージアム調査研究報告』第 4 号、2025 年)がある。
- 15) 前掲註 14)『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』所収の解説。
- 16) 「諸家様御休泊早引帳」(個人蔵)。『本庄市史料第八巻 本庄 内田家文書』(本庄市教育委員会、1973 年)に全文翻刻が収録されている。
- 17) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編 4 近世 1』(愛知県、2019 年) 164 頁～184 頁、220 頁～239 頁、愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編 5 近世 2』(愛知県、2019 年) 106 頁～123 頁、540 頁～558 頁。
- 18) 前掲註 11) 宮川論文。
- 19) 「休泊控帳」正保 2 年 3 月 28 日条(『休泊控帳』7 頁)。
- 20) 「休泊控帳」天和 3 年 3 月 27 日条(『休泊控帳』31 頁・142 頁)。
- 21) 「休泊控帳」元文 4 年 8 月 5 日条(『休泊控帳』368 頁)に「一尾張御隠居様、御通り被遊二付、先達而御本陣絵図并二下宿絵図被仰付候間、認差出シ申候、依之江戸御屋敷様迄罷出(後略)」と通行に際して田村本陣の者が江戸藩邸に赴いたことが記録されている。
- 22) 「休泊控帳」元文 4 年 9 月 23 日条(『休泊控帳』369 頁)。
- 23) たとえ中山道を通る予定であったとしても、宝暦 6 年(1756) 3 月 9 日条にあるように藩主徳川宗勝は「諏訪峠・餅屋峠之内、殊外雪吹ニて木曾路御旅行難被遊義ニ付、俄ニ東海道御旅行ニ付、御関札御取上ケ之御役人江戸表方御出被遊候」と記載され、悪天候により行路変更になった事例もある(「休泊控帳」宝暦 6 年 3 月 9 日条、『休泊控帳』455 頁～456 頁)。
- 24) 例えば安永 8 年(1779)の記録では「内上分女中御壺人ニ付式百四十八文ツツ六人、下分御女中五人貳百文ツツ、御上ハ朱膳ニて出ス、下ハ黒膳ニて出ス、献立有合之品ニて夕ハ焼物ヲ引、朝ハ常之通」(「休泊控帳」安永 8 年 4 月 21 日条、『休泊控帳』648 頁)とあり、同じ女中でも上下の身分で御膳の色を変えていることや、献立はあり合わせの物に夕食に焼き物を付けるなどの特徴があることが指摘できる。
- 25) 「休泊控帳」文化 10 年 4 月 3 日条(『休泊控帳』1017 頁～1018 頁)。なお本史料は時系列に記載されていないため、箇条ごとに番号を付し、筆者が推定した順番に並び替えて検討していることをお断りしておく。

- 26) 本陣における馳走については、久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箒 一近世における「馳走」の一つとして一」(『史学雑誌』95—8、1986年)を参照。
- 27) 関札の建て方については、『企画展 武者たちが通る 一行列絵図の世界—展示解説図録』(福島県立博物館、2001年)41頁を参考にしている。
- 28) 「休泊控帳」文化12年5月22日条(『休泊控帳』1034頁～1035頁)。
- 29) 「休泊控帳」文化15年3月21日条(『休泊控帳』1053頁)。
- 30) 「休泊控帳」文政2年3月22日条(『休泊控帳』1060頁～1061頁)。
- 31) 「休泊控帳」文政3年3月9日条(『休泊控帳』1067頁)。
- 32) 「休泊控帳」文政7年9月8日条(『休泊控帳』1110頁～1111頁)。
- 33) 本庄宿では文政7年以前に8度火災が起きたことがわかっているが(前掲註(12)『本庄市史通史編Ⅱ』771頁～772頁)、それぞれの火事後に尾張徳川家との間に具体的にどのようなやりとりがあったかは管見の限り確認できていない。今後の課題としたい。
- 34) 「休泊控帳」文政8年3月19日条(『休泊控帳』1112頁～1114頁)。
- 35) 「休泊控帳」文政9年5月1日条(『休泊控帳』1123頁～1124頁)。
- 36) 同上。
- 37) 「休泊控帳」天保10年4月20日条(『休泊控帳』1233頁～1235頁)。本史料内における本陣での棺に関する記述は「一御棺御着廿日夜六ツ半時頃、翌朝御出棺五ツ時頃ニ御座候」、「一御棺者ニ畳台御持参ニ而、上段之間へ御上ケ被遊候処、上覆共御輿台之處ニ而御取置被遊候様子ニ御座候」と記されている。
- 38) 前掲註37)「休泊控帳」天保10年4月20日条(『休泊控帳』1234頁)。
- 39) 本一件については「休泊控帳」嘉永7年3月10日条(『休泊控帳』1371頁～1377頁)にまとめられて記されている。以下、以下の【史料8】～【史料15】の出典は本史料に拠る。なお史料中では準備の過程順ではない箇条書きが見られるため、行論の都合上、箇条書きの順に検討していない箇所がある。また【史料13】について

は写真版を参考に一部誤記を改めた。

- 40) 前掲註39)「休泊控帳」嘉永7年3月10日条。本史料の部分は今回の通行後に経緯を簡略にまとめたものと推測される。
- 41) 中町の近江屋より出火し、中町の大部分が焼失。家数165軒にのぼる火事であった(前掲註12)『本庄市史 通史編Ⅱ』774頁)。
- 42) 前掲註39)に同じ。
- 43) なお今回の通行は大規模通行にあたるため、助郷村との間で事前に「助郷人馬対談書」が作成されている(個人蔵・前掲註12)『本庄市史通史編Ⅱ』572頁～575頁所収)。本史料は通行の約1ヶ月前の同年3月10日に作成された。後掲の文章の後に50ヶ宿村の名主・組頭が連印、人足1564名・馬246疋を準備するとしている。

「今般

尾州様御参府被為遊候二付人馬多分御継立二付御伝馬人馬差出方仕然ル上者問屋中より触当刻限聊無遅滞人馬差出可申候最勤中禁酒者勿論勝手我儘成勤向不致候様可仕候都而御用中急度慎居御伝馬大切ニ相勤可申候且村役人附居心得違無之御用御差支不相成様可仕候為念対談いたし置候以上
附老人前髪之者等不差出様可致候

(後略) 」

- 44) 前掲註39)に同じ。
- 45) 今回のような「本音」を書き込んでいることを考えると「休泊控帳」は大名家へ実際に見せることを想定していないものであることが指摘できるだろう。
- 46) 「休泊控帳」天明5年4月26日条(『休泊控帳』713頁)。
- 47) 「休泊控帳」寛政元年4月18日条(『休泊控帳』766頁)。
- 48) 「休泊控帳」寛政2年5月15日条(『休泊控帳』779頁～780頁)。
- 49) 【表1】の尾張家中の家老の本陣利用の傾向を見ると、同じく付家老の成瀬隼人正は宝暦11年(1761)には田村本陣に宿泊したのに対し、明和5年(1768)では通行のみとなっている。寛政2年以降に限っていえば、例えば石河伊賀守の場合、同年は利用無しであるが、同6年(1794)

は宿泊している。また寛政 10 年（1798）の山澄淡路守は休憩しているが、文化 5 年（1808）の渡辺半蔵は通行のみである。田村本陣はほかの家老はすべて本陣を利用したと述べていたが、実際は必ずしもそうではなかったと言える。本陣側も休泊利用の決定権はあくまでも利用者側が握っていることをわかっており、繰り返し本陣利用を働きかけていたのであろう。

- 50) 前掲註 48) に同じ。
- 51) 近世後期における田村本陣の休泊利用者獲得活動については、前掲註 6) 拙稿②を参照されたい。
- 52) 白根孝胤氏の研究によれば、「万石以上」の格式を持つ家は付家老成瀬家・竹腰家、家老渡辺家・石河家・志水家の 5 家であるという（同「江戸における尾張家の「御礼」と家格意識」岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第一篇》』清文堂出版、2001 年）。また同氏は「参勤交代における「万石以上」家臣の身分と格式 一尾張家を中心に」(徳川林政史研究所『研究紀要』第 42 号、2007 年)で「万石以上」の家老家の参勤交代の際の参勤・御暇御礼について検討している。
- 53) 竹腰家は【表 1】にあるように文政 11 年（1828）に本庄宿を通行するが、田村本陣ではなく内田本陣に宿泊している（「休泊控帳」文政 11 年 3 月 12 日条、『休泊控帳』1133 頁）。そこでは宿泊の事実のみが記されるだけで、どのような活動を展開したのか、あるいはしていないのかは詳らかではない。その後、弘化 4 年（1847）は通行のみとなり、本庄宿での休泊も行っていない（「休泊控帳」弘化 4 年 4 月 6 日条、『休泊控帳』1310 頁）。寛政 2 年の通行以来、「休泊控帳」に単独での通行が見えるのはこの 2 件のみであり、藩主や家老自身、陪臣の交代などにより、天明 5 年・寛政 2 年通行時の宿泊間違いに関する事柄は引き継がれなかったか、本庄宿自体での宿泊を変更していったと思われる。
- 54) 同様のことは加賀前田家の場合にも言うことができ、こちらについては別稿を用意している。
- 55) 従来の研究では近世後期における交通量の増大等による宿場への負担について指摘がなされてきた。今回の事例は宿場の中の本陣という限られた事例であるが宿役人（本陣当主）の負担意識の一端を明らかにできたのではないだろうか。
- 56) 豊田武・児玉幸多編『体系日本史叢書 24 交通

史』（山川出版社、1970 年）では、「本陣と脇本陣との差異は、領主からの補助金の面での極端な格差があること、休泊の面で脇本陣は平旅籠^(ママ)的性格が濃厚であること、などに示される。特に後者については、脇本陣が、本陣の補助として必要に応じて指定されたか、または大旅籠の転化したものという特質に由来するものであろう。脇本陣は本陣の代勤をし、かつ御用宿の順番勤めをする点で、本陣・旅籠屋の両性格を併有しながら、また何れの一方でもない存在であった。そして、一般旅籠屋ほど本陣の差配に対する従属性はなく、かなり相対的な独立性を保持し、封建領主の交通政策下の半公的宿泊機関の一つとして、諸侯等の休泊を本陣に代替して勤めるものとして呼称され、平常は平旅籠屋としての営業を行った。」との指摘がある（同書 174 頁～175 頁、丸山雍成氏執筆）。また児玉幸多編『日本交通史』（吉川弘文館、1992 年）においても基本的な評価は変わらず、近世中期以降に多く脇本陣が出現した点、脇往還では御茶屋に次ぐ町茶屋が脇本陣に相当する休泊機能を持ったところも少なくない点が加えられている（同書 248 頁～249 頁、丸山雍成氏執筆）。今後はこのような指摘を踏まえ、内田脇本陣の検討を進める必要がある。

【表 1】「休泊控帳」に記録された尾張徳川家関係者の本陣利用

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
1	正保 2 年	1645	3.28	尾張中納言 (義直)	—	泊	—	—	No.1	
2	延宝 4 年	1676	9.19	尾張中納言女中	—	休	—	—	No.1	
3	延宝 5 年	1677	7.3	尾張智姫	—	休	銀 2 枚	くわし 4 つ	No.1	No.2 にも記載あり、 献上は No.2 のみ
4	延宝 6 年	1678	4.3	尾州女中	—	休	金 1 分	くわし 3 つ	No.1	No.2 にも記載あり、 献上は No.2 のみ
5	延宝 7 年	1679	3.19	尾州女中	—	休	金 1 分	鮒 25	No.1	No.2 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
6	延宝 7 年	1679	4.18	成瀬隼人正 (正親)	—	泊	金 1 両	鱒 1 本	No.1	No.2 にも記載あり、 献上は No.2 のみ
7	延宝 8 年	1680	4.5	成瀬隼人正 (正親)	—	泊	金 1 両 1 分	鮭 2 本	No.1	No.2 にも記載あり、 献上は No.2 のみ
8	延宝 8 年	1680	4.7	尾州女中	—	休	金 1 分	くわし	No.1	No.2 にも記載あり、 下賜・献上は No.6 の み
9	天和 2 年	1682	3.晦日	尾州女中	—	昼休	金 2 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
10	天和 3 年	1683	3.10	尾州女中	—	昼休	金 2 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
11	天和 3 年	1683	3.27	尾張中將 (光友)	—	昼休	銀 2 枚	—	No.1	No.2 にも記載あり
12	貞享元年	1684	4.2	尾州女中	—	昼休	金 2 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
13	貞享 2 年	1685	3.8	成瀬隼人正 (正親)	江戸	泊	金 1 両 1 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
14	貞享 2 年	1685	3.10	尾州女中	江戸	昼休	金 2 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
15	貞享 3 年	1686	3.3	尾張中將 (光友)	—	昼休	銀 2 枚	—	No.1	No.2 にも記載あり
16	貞享 4 年	1687	3.9	尾州女中	—	昼休	金 2 分	—	No.1	No.2 にも記載あり
17	貞享 5 年	1688	4.7	成瀬民部	—	泊	金 2 分	—	No.2	
18	貞享 5 年	1688	4.10	尾州女中	—	泊	金 1 両	—	No.2	
19	元禄 2 年	1689	3.9	尾州女中	—	休	金 2 分	くわし 4 つ	No.2	
20	元禄 3 年	1690	3.17	成瀬隼人正 (正親)	—	泊	金 1 両	—	No.1	No.2 にも記載あり
21	元禄 4 年	1691	3.8	尾州女中	—	休	金 200 疋	—	No.1	No.3 にも記載あり
22	元禄 4 年	1691	3.9	尾州女中	—	休	金 200 疋	—	No.1	No.3 にも記載あり
23	元禄 4 年	1691	6.15	尾州道姫	—	休	白銀 1 枚	みき (神酒カ)・ なすひ	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
24	元禄 4 年	1691	閏 8.29	竹腰筑後守 (友正)	—	泊	白銀 2 枚	—	No.1	No.3 にも記載あり
25	元禄 5 年	1692	6.13	尾州女中	—	泊	金 1 両	くわし 4 つ	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
26	元禄 5 年	1692	6.14	尾州女中	—	泊	銀 1 枚	鮎 15	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
27	元禄 6 年	1693	3.8	尾州女中	—	休	銀 10 匁 (20 匁)	菓子袋 3	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
28	元禄 6 年	1693	3.9	尾州女中	—	休	金 2 分	—	No.1	No.3 にも記載あり
29	元禄 7 年	1694	4.晦日	成瀬隼人正 (正親)	—	泊	金 1 両	—	No.1	No.3 にも記載あり
30	元禄 9 年	1696	5.27	成瀬隼人正 (正親)	—	泊	金 1 両	(家老へ 「みき」)	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
31	元禄 11 年	1698	4.14	尾州女中	—	泊	—	—	No.1	No.3 にも記載あり
32	元禄 12 年	1699	4.18	成瀬隼人正（正親）	—	泊	金 1 両	あゆ 13	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
33	元禄 12 年	1699	5.6	成瀬隼人正若殿成瀬 右近（正幸）	—	泊	銀子 1 枚	みき・ さい 1 本	No.1	No.3 にも記載あり、 下賜・献上は No.3 の み
34	元禄 12 年	1699	6.13	尾張中納言尊骸（綱 誠）	国元	通	—	—	No.1	No.3 にも記載あり 「深谷御泊ニ而町端迄 御目見へニ罷出候」
35	元禄 13 年	1700	4.14	成瀬右近（正幸）	国元	泊	銀 1 枚	さい 1 本	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
36	元禄 13 年	1700	5.20	成瀬隼人正（正幸）	—	泊	金 1 両	玉子	No.1	No.3 にも記載あり、 献上は No.3 のみ
37	元禄 15 年	1702	4.4	九条様姫君	尾州様へ 御輿入	休	金 3 両・ 300 文	—	No.1	No.3 にも記載あり
38	宝永元年	1704	4 月	尾州家老渡辺飛驒守	—	通	—	—	No.1	No.4 にも記載あり、 史料では元禄 17 年
39	宝永 4 年	1707	9.10	成瀬隼人正（正幸）	江戸	泊	金 1 両 (2 分)	—	No.1	No.4 にも記載あり
40	正徳元年	1711	4.14	尾張中納言（吉通）	国本	小休	銀 1 枚	たまこ	No.1	No.4 にも記載あり、 献上は No.4 のみ、 史料では宝永 8 年
41	正徳 4 年	1714	9. 朔	尾張瑞祥院	国元	休	銀子 5 枚	御進物上不申候	No.5	
42	正徳 5 年	1715	5.6	成瀬隼人正（正幸）	国元	泊	金 1 両	たまこ	No.5	
43	正徳 6 年	1716	4.26	成瀬隼人正（正幸）	江戸	泊	金 1 両	たまこ	No.5	
44	享保 5 年	1720	4.11	成瀬隼人正（正幸）	江戸	泊	金 1 両	鱒 1 本	No.7	
45	享保 6 年	1721	4.4	成瀬隼人正（正幸）	国元	泊	金 2 両	味鯉 1 本	No.7	
46	享保 7 年	1722	9.25	尾州女中	江戸	泊	—	—	No.7	
47	享保 10 年	1725	3.2	尾州女中	—	泊	—	献上不上	No.7	
48	享保 11 年	1726	9.29	尾州家老成瀬織部内 衆	—	—	—	—	No.7	
49	享保 12 年	1727	4.3	尾張中納言 (継友)	国元	通	—	—	No.7	
50	享保 13 年	1728	8.29	尾州宿見作事奉行矢 部六大夫	—	—	—	—	No.7	
51	享保 16 年	1731	3.19	尾張女中	国本	泊	金 3 分	菓子袋 2・ 餅菓子	No.7	
52	元文 4 年	1739	9.23	尾張中納言（宗春）	国本	泊	銀 5 枚	献上物御断	No.8	
53	寛保元年	1741	9.4	竹越内膳	国本	通	—	—	No.8	
54	寛保元年	1741	9.29	成瀬隼人正（正泰）	国本	泊	金 1 両	鮭 1 尺	No.8	
55	延享元年	1744	3.8	尾州荷物 34 駄	江戸	泊	金 100 疋	—	No.8	史料では寛保 4 年
56	延享 2 年	1745	4.7	尾州津田兵部	—	(泊)	金 100 疋	—	No.6	
57	延享 2 年	1745	4.7	尾張中納言（宗勝）	国本	泊	銀 10 枚	鯉 1 本・ 餅菓子 2 重	No.9	
58	延享 2 年	1745	4.8	成瀬隼人正（正泰）	国本	休	金 2 分	—	No.9	
59	延享 2 年	1745	9.25	尾張家老竹越志摩 (正武)	江戸	通	—	—	No.9	「町端迄御目見へ」

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
60	延享2年	1745	10.28	成瀬隼人正（正泰）	江戸	通	—	—	No.9	「町端迄御目見へ」
61	延享3年	1746	3.9	尾張中納言（宗勝）	江戸	昼休	白銀5枚	餅菓子20・ 味鯉2本	No.9	
62	延享3年	1746	5.22	尾州女中	記載なし	（泊）	—	—	No.6	
63	延享4年	1747	5.15	尾州石川三蔵	—	（泊）	鳥目50疋	—	No.6	
64	寛延3年	1750	3.7	尾州家老成瀬豊前守	国元	通	—	—	No.9	町端迄罷出候
65	寛延3年	1750	3.10	尾州家老 竹越山城守 若殿竹腰対馬	江戸	通	—	—	No.9	町端迄罷出申候
66	寛延3年	1750	3.16	尾州家老志水甲斐守	国元	通	—	—	No.9	町端迄罷出申候
67	寛延4年	1751	3.23	尾州家中	—	泊	—	—	No.9	
68	寛延4年	1751	3.15	尾州若殿亀弥・弥門・ 直之丞	国元	休	金2分・ 銀13匁	上ヶ物御改二付 指控	No.9	
69	寛延4年	1751	4.15	尾州若殿鉄之丞	国元	昼休	金2分・ 銀13匁	献上御断	No.9	
70	宝暦2年	1752	5.9	成瀬隼人正（正泰）	国元	泊	金1両	鯉2本	No.10	
71	宝暦4年	1754	3.9	尾張中納言（宗勝）	江戸	泊	白銀1枚	餅菓子20・ 鯉1本	No.10	
72	宝暦4年	1754	3.11	竹腰山城守・若殿竹 腰壱岐守（勝起）	江戸	通	—	—	No.10	
73	宝暦5年	1755	8.12	尾張中納言（宗勝）	国元	止宿	白銀1枚	餅菓子20・ 身鯉1本	No.10	
74	宝暦7年	1757	4.4	尾張中納言（宗勝）	国元	泊	金7両・ 銀10匁	餅菓子・ 身鯉1本	No.10	
75	宝暦8年	1758	3.9	尾張中納言（宗勝）	江戸	昼休	白銀5枚	餅菓子2重・ 身鯉1本	No.10	
76	宝暦9年	1759	4.4	尾張中納言（宗勝）	国元	泊	白銀10枚	餅菓子2重・ 身鯉1本	No.10	
77	宝暦10年	1760	5.4	成瀬隼人正（正泰）	国元	泊	金1両	玉子	No.10	
78	宝暦11年	1761	3.22	尾張中納言（宗勝）	国元	泊	白銀10枚 代7両 10匁	餅菓子・ 身鯉2本	No.10	
79	宝暦14年	1764	3.11	尾州家中江戸へ御通 渡辺半蔵	江戸	泊・ 休が 重筆	金2分	玉子	No.10	
80	宝暦14年	1764	4.4	尾州道具長持23棹・ 駄荷3駄	—	—	—	—	No.10	
81	明和3年	1766	3.8	尾州荷物17駄	江戸	泊	—	—	No.10	
82	明和5年	1768	5.12	成瀬隼人正（正典）	国元	通	—	—	No.11	町端迄為御馳走罷出候
83	明和8年	1771	9.15	志水甲斐守	国許	泊	金200疋	玉子1鉢	No.11	
84	安永2年	1773	7.9	尾州若殿（宗睦） 尾張中将遺骸（斉朝）	国元	泊	白銀10枚 代7両 10匁	餅菓子2重・ 長芋5本	No.12	安永5年7.28にも 記載あり（誤記カ）
85	安永4年	1775	5.27	尾州家老志水甲斐守	国元	通	—	—	No.12	

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
86	安永 5 年	1776	7.28	尾張中將遺体	国元	泊	白銀 10 枚 代 7 両 10 匁	献上物御断	No.12	
87	安永 6 年	1777	4.28	尾州家老阿部五郎作	江戸	泊	—	上物差上候所御 納無之候	No.12	新田町長左衛門家宿 泊
88	安永 6 年	1777	5.27	渡辺飛驒守	国元	泊	金 200 疋	玉子 1 鉢・ 長いも	No.12	
89	安永 6 年	1777	7.19	尾州長持 15 棹・荷 物 4 駄	国元	泊	—	—	No.12	
90	安永 7 年	1778	3.7	尾州荷物長持	—	泊	—	—	No.12	
91	安永 7 年	1778	5.27	尾州様方鷹司姫君	上京	昼休	金 100 疋	餅菓子 2 重	No.12	
92	安永 7 年	1778	8.18	尾州間島権左衛門・ 広瀬嘉七	—	泊	—	—		
93	安永 7 年	1778	9.2	尾張簾中好君遺体	国元	小休	金 200 疋	包花	No.12	
94	安永 8 年	1779	4.21	成瀬半大夫	国元	通	—	—	No.12	「町端へ御馳走出向 仕候」
95	安永 8 年	1779	4.21	尾張女中	国元	泊	—	—	No.12	
96	安永 8 年	1779	6.13	志水甲斐守	国元	通	—	—	No.12	「町端へ御出向御馳 走相仕候」
97	天明元年	1781	4.20	尾州石河伊賀守	江戸	泊	金 200 疋	玉子 1 鉢	No.13	
98	天明元年	1781	8.8	尾州家老織田藤四郎	国元	泊	金 100 疋	玉子 1 鉢	No.13	
99	天明 5 年	1785	3.27	尾張女中	国元	泊	金 200 疋	餅菓 4 重	No.13	
100	天明 5 年	1785	4.26	竹越山城守（勝起）	国元	内田 脇本 陣泊	金 100 疋	—	No.14	
101	天明 5 年	1785	9.27	高木八郎左衛門	国元	泊	金 100 疋	どじやう	No.14	
102	天明 6 年	1786	5.朔	成瀬豊前	国元	通	—	—	No.14	「町端迄御馳走御出 向仕候」
103	天明 8 年	1788	3.晦	志水甲斐	江戸	通	—	—	No.14	
104	寛政元年	1789	4.18	尾州家老竹腰山城守 若殿竹腰右衛門（睦 群）	江戸	通	—	—	No.15	
105	寛政元年	1789	9.10	尾張女中	国元	泊	金 200 疋	玉子 1 鉢	No.15	
106	寛政 2 年	1790	5.15	尾州山城守跡竹越右 衛門（睦群）	国元	内田 脇本 陣泊	白銀 1 枚	—	No.15	
107	寛政 2 年	1790	9.17	尾州家老石河伊賀守	国元	通	—	—	No.15	「宿端迄御出迎御馳 走相勤申候」
108	寛政 4 年	1792	5.27	尾州千村平右衛門	国元	通	—	—	No.15	
109	寛政 5 年	1793	9.15	尾張宰相遺体迎高岳 院	江戸	泊	—	—	No.16	
110	寛政 5 年	1793	9.21	尾張宰相遺体	国元	休	金 400 疋	御備物御断	No.16	
111	寛政 6 年	1794	8.29	尾州茶壺	江戸	泊	なし	玉子	No.16	

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
112	寛政 6 年	1794	9.18	尾州家老山澄淡路守	江戸	泊	金 200 疋	玉子	No.16	
113	寛政 6 年	1794	9.25	尾張若殿五郎太遺体	登	休	金 400 疋	花	No.16	
114	寛政 8 年	1796	5.3	尾州家老石河伊賀守	江戸	泊	金 200 疋	玉子	No.16	
115	寛政 10 年	1798	6.22	尾州家老山澄淡路守	江戸	休	銀 2 朱	玉子	No.16	
116	寛政 12 年	1800	3.27	尾州家中（年寄） 長野八助	国元	泊	2 朱	献上御断	No.16	No.17 にも同日の記載があり、そこでは年寄と記載。
117	享和 2 年	1802	4.23	尾州大寄合役五味平馬	国元	泊	銀 2 朱	上物御断	No.17	
118	享和 2 年	1802	8. 朔	尾州長持 45 棹	国元	泊	金 200 疋	—	No.17	
119	享和 2 年	1802	8.4	尾州長持 31 棹・ 荷 13 駄	国元	泊	金 200 疋	—	No.17	
120	享和 2 年	1802	9.11	尾州女中	江戸	泊	金 100 疋	餅菓子	No.17	
121	文化元年	1804	8.16	尾州用人熊沢又八	国元	泊	鳥目 50 疋	玉子	No.18	
122	文化 5 年	1808	8.14	尾州家老渡辺半蔵	江戸	通	—	—	No.18	「門前迄御馳走二罷出候」
123	文化 6 年	1809	8.21	尾州茶壺	江戸	泊	—	—	No.18	
124	文化 9 年	1812	3.3	尾州付成瀬隼人正 （正寿）	—	内田 本陣 昼休	—	（献上物あり・ 名称記載なし）	No.18	「加州様御泊○仰付候○付（中略）先宿迄御迎差出不中」
125	文化 10 年	1813	4.3	尾張中納言（斉朝）	国元	泊	銀 10 枚	鯉 1 本	No.18	
126	文化 12 年	1815	5.22	尾張様（斉朝）	（国元）	泊	銀 10 枚	鯉 1 本	No.19	
127	文化 12 年	1815	8.22	尾州成瀬半大夫	上り	泊	金 1 分	玉子 1 鉢	No.19	
128	文化 15 年	1818	3.21	尾張中納言（斉朝）	江戸	泊	銀 10 枚	鯉 1 本	No.19	
129	文政 2 年	1819	3.18	尾州先女中	—	昼休	—	—	No.19	
130	文政 2 年	1819	3.22	尾張中納言（斉朝）	国元	泊	銀 10 枚	生鯉 1 本	No.19	
131	文政 3 年	1820	3.9	尾張中納言（斉朝）	江戸	泊	銀 10 枚	身鯉 1 本	No.19	
132	文政 4 年	1821	3.18	尾州部屋女中	国元	昼	金 100 疋	献上御断	No.19	
133	文政 4 年	1821	4.25	尾州半太夫事成瀬織部	国元	泊	金 200 疋	餅菓子	No.19	
134	文政 7 年	1824	9.8	尾張中納言（斉朝）	江戸	旅館	7 両 2 朱・ 銀 2 匁 5 分	長芋 5 本 但し 御精進二付	No.20	
135	文政 8 年	1825	3.16	尾州女中	（国元）	昼休	金 100 疋 切御細工数 品并菓子 1 箱	身鯉 1 本	No.20	
136	文政 8 年	1825	3.19	尾張中納言（斉朝）	国元	旅館	銀 10 枚	身鯉 2 本	No.20	
137	文政 8 年	1825	4.25	尾州家老横井伊折介	登	泊	金 100 疋	献上御断	No.20	
138	文政 9 年	1826	5. 朔	尾張中納言	江戸	旅館	銀 10 枚	鶏卵 30	No.20	
139	文政 9 年	1826	5.6	尾張女中	江戸	泊	金 200 疋	鮎 15	No.20	
140	文政 11 年	1828	3.12	尾州竹腰山城守 （正定）	—	内田 本陣 泊	—	—	No.20	

No.	和暦	西暦	月日	人名等	行先	休泊	下賜	献上	文書 番号	備考
141	天保7年	1836	8.12	尾州用人鈴木善之丞	登	通	—	—	No.22	
142	天保10年	1839	4.20	尾張大納言遺体 (齊温)	(国元)	旅館	銀10枚 金200疋 御清メ料	献上御断	No.22	
143	天保10年	1839	8.8	尾張大納言簾中 俊恭院先女中	(国元)	昼	金2朱・ 御細工もの	献上御断	No.22	
144	天保10年	1839	8.14	尾張大納言簾中俊恭 院	国元	旅館	金2000疋	献上御断	No.22	
145	天保14年	1843	6.4	尾州滝川又左衛門	下り	泊	鳥目40疋	—	No.23	
146	天保14年	1843	6.8	尾州成瀬半大夫	上り	泊	金100疋	鶏卵1鉢	No.23	
147	弘化4年	1847	4.6	尾州竹腰兵部少輔 (正富)	国元	通	—	—	No.23	
148	嘉永4年	1851	4.23	尾州渡辺半十郎	江戸	泊	金100疋	献上御断	No.24	
149	嘉永7年	1854	3.10	尾張中納言(慶勝)	江戸	旅館	白銀10枚	鶏卵30、 但藁包	No.24	
150	嘉永7年	1854	3.15	尾州女中	下り	泊	金200疋・ 御細工もの	菓子	No.24	
151	安政2年	1855	9.7	尾州用人石河内蔵允 家内引越	江戸	泊	金150疋	上ヶ物御断	No.25	
152	安政2年	1855	9.20	尾州渡辺半十郎	(登り)	泊	金100疋	上ヶ物無之	No.25	
153	安政4年	1857	5.7	尾州用人遠山大膳	国元	泊	金100疋	—	No.25	
154	安政4年	1857	5.28	尾州用人肥田孫三郎	江戸	泊	—	—	No.25	
155	文久3年	1863	2.27	尾張大納言(茂徳)	江戸	旅館	白銀10枚	鶏卵20、 但藁包	No.26	
156	文久3年	1863	2.晦	尾州御供大奥女中	(江戸)	泊	金200疋・ 御細工物 1包	—	No.26	
157	文久3年	1863	3.6	尾張大納言御簾中三 方	国元	旅館	白銀15枚	—	No.26	祖母・前大納言簾中 三方
158	文久3年	1863	3.6	尾州若君徳川元千代	—	内田 本陣 泊	白銀10枚	—	No.26	
159	文久3年	1863	3.6	尾州簾内付 大奥女中	(国元)	昼休	—	—	No.26	
160	文久3年	1863	3.12	尾州簾内付 跡女中	(国元)	休	—	—	No.26	
161	文久3年	1863	3.13	尾州成瀬隼人正内室	(国元)	内田 本陣 泊	—	—	No.26	
162	文久3年	1863	3.28	上洛御用召馬2疋 渡辺半十郎	(登り)	泊	—	—	No.26	
163	文久3年	1863	4.28	尾州鈴木丹後守	—	昼	—	—	No.26	
164	文久3年	1863	5.6	尾張大納言(茂徳)	上京	小休	白銀□□枚	—	No.26	

出典：長谷川勇編『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』（さきたま出版会、2007年）より作成。

註：語句は史料表記のままであるが、「国本」・「国許」のみ煩雑さを避けるため「国元」に統一した。また推定できるものについては（ ）で補った。
「—」は記載なし。付家老の成瀬家・竹腰家の人名については『特別展 付家老のお仕事 家康が尾張藩を託した成瀬と竹腰』（公益財団法人
犬山城白帝文庫、2019年）を参考にした。